

年金記録訂正請求に係る答申について

中国四国地方年金記録訂正審議会
令和3年9月29日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 四国(受)第2100006号
厚生局事案番号 : 四国(厚)第2100005号

第1 結論

請求者のA法人における平成30年8月31日の標準賞与額を150万円に訂正することが必要である。

平成30年8月31日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成30年8月31日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和47年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成30年8月31日

請求期間においてA法人から賞与が支給され、厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、賞与支払届の提出漏れが判明したため、請求期間について標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された特別手当支払明細書(平成30年8月分)、平成30年分の確定申告書及び平成31年度給与所得等に係る市民税・県民税特別徴収税額の決定・変更通知書の写し、並びにA法人から提出された平成30年分給与所得に対する源泉徴収簿及び平成30年7月から同年12月までの納期に係る源泉所得税の領収証書の写しにより、請求者は、請求期間に300万円の賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額150万円(標準賞与額の上限)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法第1条第1項ただし書では、特例対象者(請求者)が、事業主が厚生年金保険料の納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることができない旨規定されているところ、A法人に係る法人登記簿謄本によると、請求者は同法人の役員であることが確認できる上、オンライン記録によると、請求者は、同法人の事業主であるこ

とが確認できる。

しかしながら、請求者の妻は、「私が、A法人の社会保険事務を担当しており、請求者は、社会保険事務には一切関与していない。私が請求期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届の提出を失念した。」旨陳述している上、オンライン記録によると、同法人における保険料の滞納は確認できないことから、同法人が意図的に届出を行わなかった事情は見当たらず、請求者は、厚生年金特例法第1条第1項ただし書の規定に該当しないと認められる。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成30年8月31日の請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の平成30年8月31日に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 四国(受)第2000053号

厚生局事案番号 : 四国(厚)第2100004号

第1 結論

請求期間①について、請求者のA店における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間②について、請求者のB社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間③について、請求者のC事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間④について、請求者のD事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間⑤について、請求者のE社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間⑥について、請求者のF店における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間⑦について、請求者のG事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間⑧について、請求者のH事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間⑨について、請求者のH事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間⑩について、請求者のI社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間⑪について、請求者のJ店における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間⑫について、請求者のK社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和35年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和53年4月1日から同年6月20日まで

- ② 昭和 53 年 6 月 30 日から同年 7 月 30 日まで
- ③ 昭和 53 年 8 月 1 日から昭和 54 年 3 月 31 日まで
- ④ 昭和 54 年 4 月 1 日から昭和 55 年 10 月 20 日まで
- ⑤ 昭和 55 年 11 月 20 日から昭和 56 年 3 月 1 日まで
- ⑥ 昭和 56 年 3 月 1 日から昭和 56 年 4 月 1 日まで
- ⑦ 昭和 62 年 10 月 1 日から昭和 63 年 7 月 1 日まで
- ⑧ 平成 7 年 8 月 1 日から平成 8 年 2 月 20 日まで
- ⑨ 平成 11 年 12 月 26 日から平成 12 年 2 月 28 日まで
- ⑩ 平成 17 年 12 月 20 日から平成 19 年 1 月 15 日まで
- ⑪ 平成 19 年 2 月 1 日から同年 3 月 1 日まで
- ⑫ 平成 19 年 3 月 15 日から同年 6 月 1 日まで

請求期間①はA店、請求期間②はB社が運営していたL店、請求期間③はC事業所、請求期間④はD事業所、請求期間⑤はE社が運営していたM店、請求期間⑥はF店、請求期間⑦はG事業所、請求期間⑧はH事業所、請求期間⑨はH事業所、請求期間⑩はI社が運営していたN店、請求期間⑪はJ店、請求期間⑫はK社が運営していたO店において、それぞれ勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険被保険者記録がない。

請求期間①から⑫までについて、厚生年金保険被保険者期間として年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間①について、請求者は、「A店は、*警察署の斜め前付近にあった。」旨記述しているが、オンライン記録によると、P社が当該地点付近を所在地として、平成10年12月1日に厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認できる。同社に係る商業登記簿謄本によると、昭和27年4月24日にQ社として設立され、平成4年8月1日に組織変更し、同年9月1日に商号をP社に変更していることが確認できる。

また、P社の現在の事業主は、「Q社は、*警察署の斜め前付近でR店を運営していた。」旨回答していることから、請求者が勤務していたと主張する店は、Q社が運営していたR店であったと考えられる。

しかしながら、事業所名簿及びオンライン記録によると、R店は厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できない上、R店を運営していたQ社も、請求期間①において同保険の適用事業所であったことが確認できない。

また、前述の事業主は、「資料が残っていないため、請求者のR店における勤務状況、及び請求者の給与から厚生年金保険料を控除していたかは不明である。」旨回答していることから、請求者のQ社における勤務実態及び厚生年金保険料控除について確認できない。

2 請求期間②について、請求者は、「*駅近辺にあったL店に勤務した。同店を運営

していたB社の本部事務所は、*駅近辺にあった。」旨記述しているところ、事業所名簿及び健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、S社が*駅近辺を所在地として、昭和50年2月1日から昭和55年10月31日までの期間において、厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できる上、同社の事業主が、「*駅近辺にあったL店を運営していた。」旨回答していることから、請求者が勤務していたと主張する事業所は、同社であったと考えられる。

しかしながら、S社の事業主は、「請求者が勤務していたか、及び請求者の給与から厚生年金保険料を控除していたかは不明である。厚生年金保険には、採用してから約3か月経過後に加入させていた。」旨回答している。

また、請求期間②を含む期間にS社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる者のうち、L店に勤務していたとする者は、「請求者を記憶していない。」旨陳述し、経理部に勤務していたとする者は、「S社では、採用後すぐに退職する者が多く、厚生年金保険には採用後一定期間経過してから加入させていた。」旨回答しており、請求者の同社における勤務実態及び厚生年金保険料控除について確認できない。

さらに、S社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、請求期間②に請求者の氏名等は確認できない上、健康保険の整理番号に欠番はない。

- 3 請求期間③について、請求者は、「*駅近辺のビルに事務所があった、C事業所に似た名称の事業所に勤務した。」旨記述しているが、事業所名簿及びオンライン記録において、請求者の記述内容に符合する事業所は、厚生年金保険の適用事業所として確認できない。

また、請求者が上司又は同僚だったとして姓のみを挙げた者については、特定することができず、請求者の請求期間③における勤務実態及び厚生年金保険料控除について確認できない。

- 4 請求期間④について、請求者は、「*県*区にあったD事業所に勤務し、新聞の販売営業を行っていた。」旨記述しているが、請求者の記述内容に符合する事業所は、事業所名簿及びオンライン記録において厚生年金保険の適用事業所として確認できない。

また、請求者がD事業所の事業主だったとする者及び同僚だったとして姓のみを挙げた者については、特定することができず、請求者の請求期間④における勤務実態及び厚生年金保険料控除について確認できない。

- 5 請求期間⑤について、請求者は、「E社が運営していたM店に勤務した。」旨記述しているところ、同社の事業主は、「請求者がM店でよく働いてくれたことは記憶しているが、請求者が勤務していた期間及び給与から厚生年金保険料を控除していたかについては、資料が残っていないため不明である。」旨陳述している。

また、E社は、昭和62年2月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、請求者が姓のみを挙げた同僚と思われる複数の者は既に死亡している上、請求期間⑤において同社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる他の同僚か

らも回答を得ることができなかつたことから、請求者が同社に勤務していた期間及び厚生年金保険料控除について確認できない。

なお、請求期間⑤のうち、昭和56年1月1日から同年2月14日までの期間については、日本年金機構が、令和2年9月4日に、請求者のE社に係る厚生年金保険被保険者記録を請求者の基礎年金番号に統合処理を行っている。

- 6 請求期間⑥について、請求者は、「*市にあったF店に調理師として勤務した。」旨記述しているが、T社は、平成6年4月15日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、F店を運営していた同社の関連会社の担当者は、「請求者が請求期間⑥においてT社に勤務していたか、及び請求者の給与から厚生年金保険料を控除していたかは、資料が残っていないため不明である。」旨回答している。

また、請求期間⑥において、T社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認でき、かつF店に調理師として勤務していたとする複数の者は、「請求者を記憶していない。」旨回答し、そのうちの一人は、「請求期間⑥はF店がオープンした頃で、徹夜になる日もあるほど忙しく、短期で調理師を募集したり、応援をもらったりしていた。」旨陳述しており、請求者のT社における勤務実態及び厚生年金保険料控除について確認できない。

さらに、T社の健康保険厚生年金保険被保険者原票において、請求期間⑥に請求者の氏名等は確認できない上、健康保険の整理番号に欠番はない。

- 7 請求期間⑦について、請求者が記述しているG事業所の事業主の氏名及び所在地、並びにU社に係る法人登記簿謄本から、請求者が勤務していたとする事業所は、V社であったと考えられるところ、オンライン記録によると、V社（現在は、U社）は、平成4年6月1日に厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認できるが、請求期間⑦において同保険の適用事業所であったことは確認できない。

また、請求者は、G事業所の事業主等への調査を希望していないことから、当該事業所における請求者の勤務実態及び厚生年金保険料控除について確認できない。

- 8 請求期間⑧について、請求者は、「*に本社があるH事業所に勤務し、*県内で新聞の販売営業を行った。」旨記述しているが、事業所名簿及びオンライン記録において、H事業所は、厚生年金保険の適用事業所として確認できない。

また、H事業所と事業所名が類似したW社が、厚生年金保険の適用事業所として確認できるが、同社は、「請求者は、請求期間⑧において弊社に勤務していなかった。」旨回答している。

さらに、請求者は、請求期間⑧に係る事業所の所在地を*市*町と記述しているところ、請求期間⑧当時、同市同町を所在地として厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できる新聞販売店の事業主は、「当店の仕事は、主に新聞の配送業務と集金業務だった。今はないが、当店の横に新聞の販売営業を目的とした事務所があり、フリーランスの人が出入りしていた。請求者はその中の一人だったのでないかと思う。」旨陳述しており、請求者の請求期間⑧における勤務実態及び厚生年金保険料控除について確認できない。

9 請求期間⑨について、請求者は、「個人事業所に勤務してH事業所の営業を短期間行い、個人事業主から給与が振り込まれていた。」旨記述しているところ、H事業所は、前述のとおり厚生年金保険の適用事業所として確認できない上、請求者は、H事業所の事業主等への調査を希望していないことから、当該事業所における請求者の勤務実態及び厚生年金保険料控除について確認できない。

10 請求期間⑩について、請求者の雇用保険の被保険者記録から、請求者が、請求期間⑩のうち、平成17年12月28日から平成18年12月30日までの期間においてI社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、I社は、平成26年10月29日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、同社を実質的に経営していたとする者（以下「実質的経営者」という。）は、「請求者のことを記憶しておらず、資料も残っていないため、請求者の給与から厚生年金保険料を控除したかは不明である。給与から保険料を控除されることを嫌がって、厚生年金保険に加入しない従業員はたくさんいたと思う。」旨陳述している。

また、請求期間⑩を含む期間にI社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の同僚は、「I社では、本人が希望しない場合は厚生年金保険に加入させていなかった。」旨陳述しており、同社では全ての従業員を厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

さらに、請求者が保管している預金通帳によると、平成18年2月6日から平成19年2月5日までの期間に、I社の関連会社と思われるX社から給与が13回振り込まれていることが確認できるものの、当該通帳において確認できる振込金額のみからでは、厚生年金保険料が控除されていたことを確認することができない。

加えて、請求者は、「I社を退職後、同社での未払賃金について*労働基準監督署に相談し交渉した結果、同社は未払賃金を平成19年と平成21年に支払った。平成21年の支払において、福利厚生を分を全て支払った上で私に支払うという約束だった。」旨記述し、請求者が保管している預金通帳において、平成19年4月10日にX社から、平成21年3月26日にI社から、それぞれ振込記録が確認できるものの、前述の実質的経営者は、「請求者への未払賃金の支払については、記憶していない。」旨陳述し、*労働基準監督署は、「請求者への未払賃金等に係る資料は、行政文書保存期間の満了により廃棄している。」旨回答している上、当該預金通帳において確認できる振込金額のみからでは、厚生年金保険料が控除されていたことを確認することができない。

11 請求期間⑪について、請求者は、「J店に勤務した。同店は、*県の事業所がフランチャイズで運営していた。」旨記述しているところ、Y社は、「同店を運営していたのは、Z社である。」旨回答している。

しかしながら、Z社は、平成27年7月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、同社の請求期間⑪当時の事業主は、「J店を運営していたが、請求者が請求期間⑪に勤務していたかは、資料がなく不明である。」旨回答している。

また、請求期間⑪を含む期間にZ社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認でき、住所登録が*県内の複数の者は、「請求者を知らない又は覚えていない。」旨回答していることから、請求者の同社における勤務実態について確認できない。

さらに、請求者は、「J店を数日で辞めた。」旨記述しているところ、前述の事業主は、「請求者の給与から厚生年金保険料を控除していたかは資料がなく不明であるが、従業員は、約3か月の試用期間後に厚生年金保険に加入させていた。」旨陳述しており、請求者の請求期間⑪に係る厚生年金保険料控除について確認できない。

- 12 請求期間⑫について、請求者が保管する預金通帳によると、平成19年3月23日及び同年4月25日に、K社から給与が振り込まれていることが確認できるところ、同社の事業主は、「給与は毎月15日締切り、当月25日支払だった。」旨回答していることから、時期は特定できないものの、同年2月16日から同年4月15日までの全部又は一部の期間において、請求者が同社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、K社は、令和元年7月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、前述の事業主は、「請求者の給与から厚生年金保険料を控除していたかは不明である。」旨回答している上、請求期間⑫を含む期間にK社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の同僚からも、請求者の請求期間⑫に係る厚生年金保険料控除をうかがわせる回答を得ることができない。

また、前述の預金通帳において確認できる振込金額のみからでは、厚生年金保険料が控除されていたことを確認することができない。

- 13 このほか、請求者の請求期間①から⑫までにおける厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①から⑫までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。